

古賀市の就学援助の対象者

【就学援助の対象基準】

- ① 前年度中の世帯の収入が生活保護基準の 1.3 倍以内の場合。
- ② 今年度の市民税が世帯全員に課税されていない場合。
- ③ ひとり親家庭で児童扶養手当を受給中の場合。

【認定基準収入のめやす】

① 世帯4人の場合

父：40歳（会社員） 年収：260万円
母：38歳（パート） 年収：60万円
子：13歳（中学1年）
子：9歳（小学4年）

収入計：320万円



② 世帯3人の場合

父：30歳（会社員） 年収：250万円
母：28歳（専業主婦） 年収：0円
子：7歳（小学1年）

収入計：250万円



③ 世帯2人の場合

母：30歳（会社員） 年収：180万円
子：11歳（小学5年）

収入計：180万円



※年収については、平成28年度の基準です

生活保護基準額は、家族構成や年齢等で異なります。年収については、あくまでもおおむねの基準になりますので、詳細は学校教育課（942-1130）にお尋ねください。